令和9年度

認定こども園等
入園のご案内



令和8年１０月

吉　野　町

《　目　　次　》

1. 制度・施設の利用について

(1)認定区分と利用できる教育・保育の場 ・・・・・・・・ P 1
(2)町内施設について ・・・・・・・・ P 2
(3)1日の生活の流れ ・・・・・・・・ P 2
注1【一時預かり・延長保育】、注2【通園方法】、注3【給食】 ・・・・・・・・ P 3

2. 申し込み手続きについて

(1)入園までの流れ ・・・・・・・・ P 4
(2)申込に必要な書類 ・・・・・・・・ P 4
(3)保育を必要とする事由・保育の必要量・提出書類 ・・・・・・・・ P 5

3. 保育料について ・・・・・・・・ P 6

4. その他の費用について ・・・・・・・・ P 6

5. 令和8年5月以降の利用を希望する場合 ・・・・・・・・ P 6

6. 申込・認定内容の変更について ・・・・・・・・ P 6

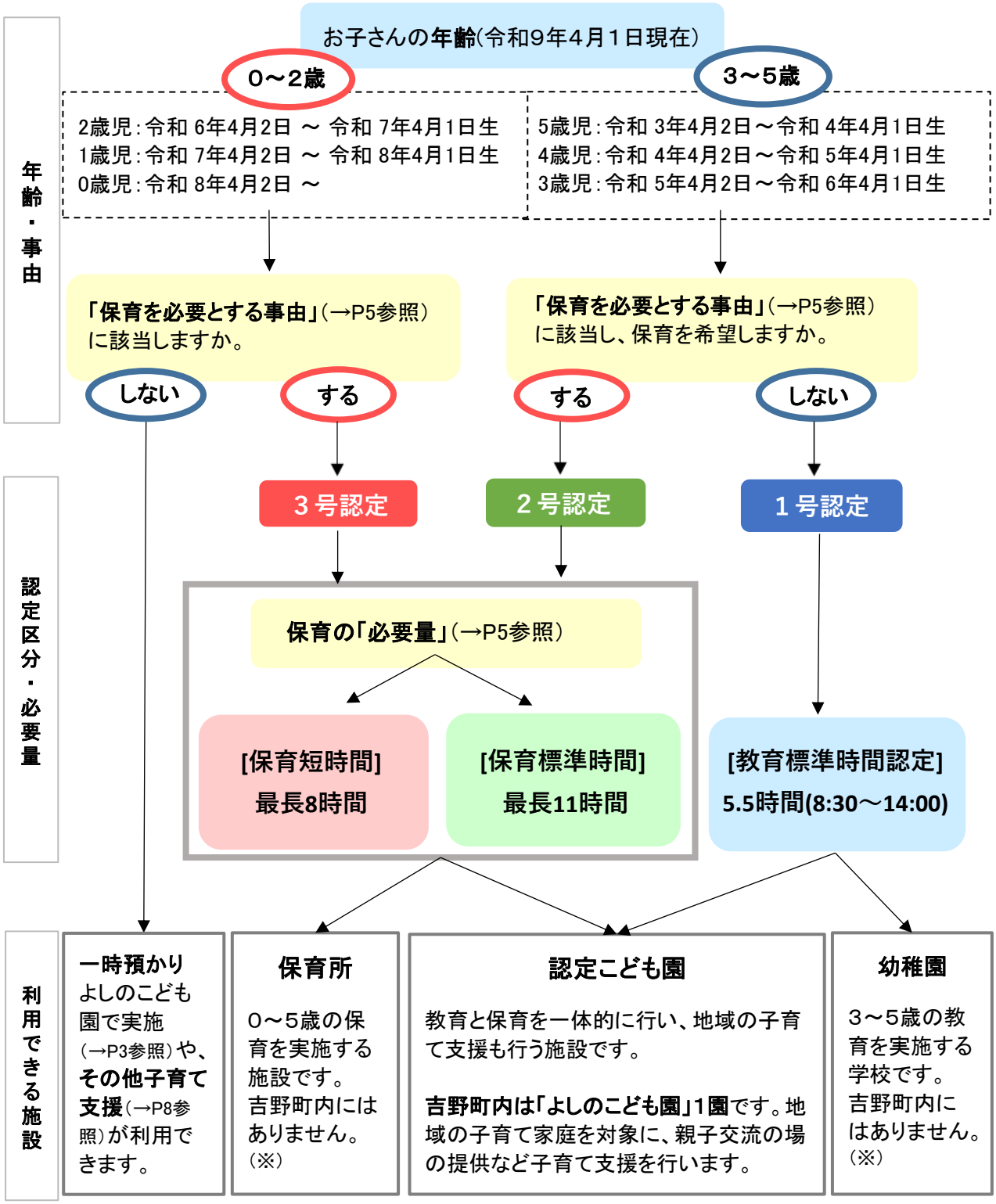
7. その他 ・・・・・・・・ P 6

1. 制度・施設の利用について

（1）認定区分と利用できる教育・保育の場

吉野町立の認定こども園、町外の認定こども園、幼稚園、保育所などの施設を利用する場合には、お子さまの住所地のある吉野町で支給認定を受ける必要があります。

この認定は、お子さまの年齢や保護者の就労・出産など保育を必要とする「事由」と保育を必要とする時間の「必要量」によって、町が客観的に行います。



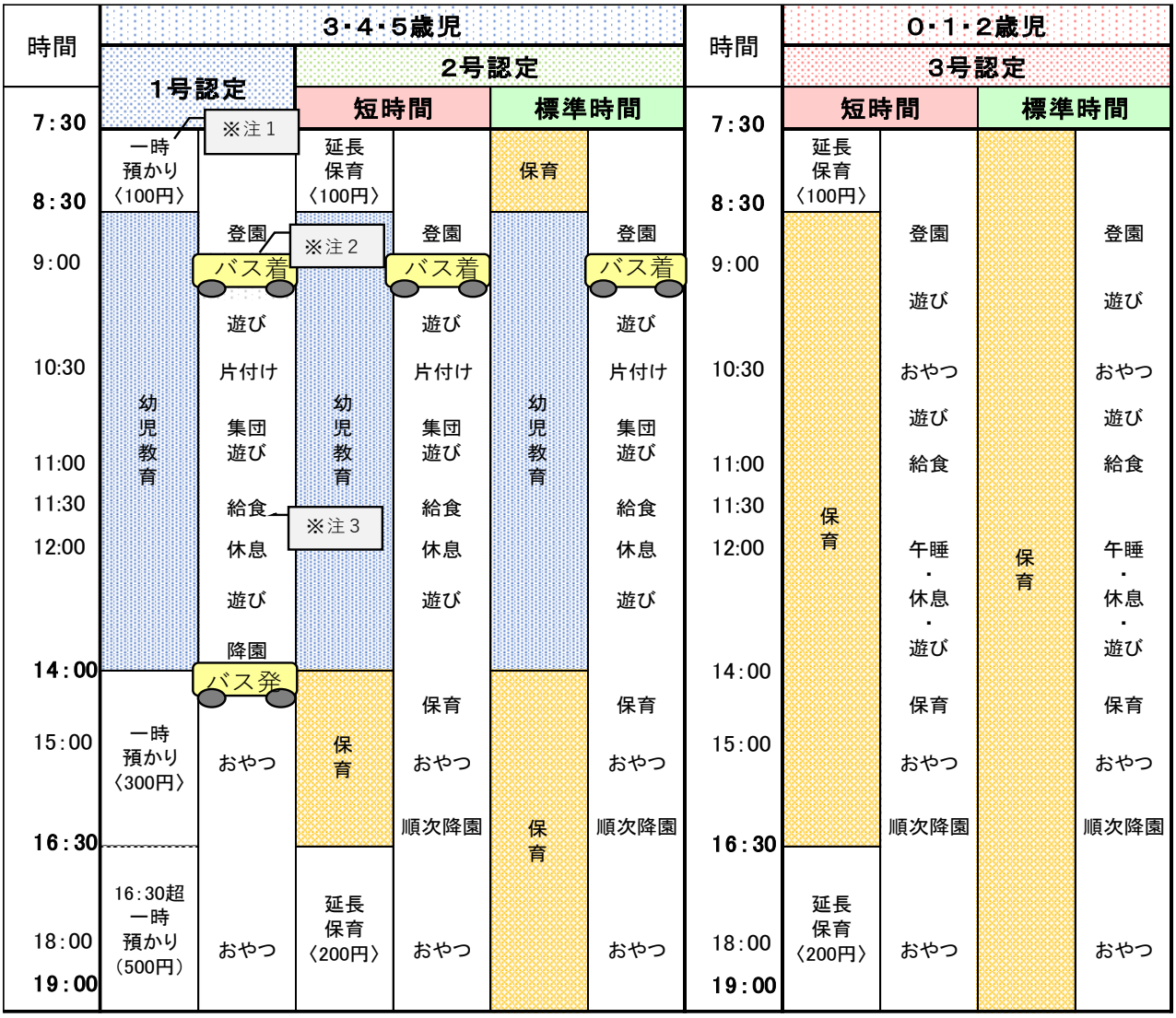
（※）町外施設の利用を希望する場合は、施設のある市町村との協議が必要となりますので、教育総務課にお問い合わせください。

（2）町内施設について

名　称		よしのこども園
住　所		吉野町飯貝465番地の1
電話番号		0746-32-2380
種　類		幼保連携型
対 象 児 童		生後6ヵ月から小学校就学前(0歳～5歳児※)
開 園 時 間		7:30～19:00
保育時間	教育標準時間	【月・火・木・金】8:30～14:00　【水】8:30～13:00
	保育短時間	【月～金】8:30～16:30 【土】　8:30～12:30
	保育標準時間	【月～金】7:30～19:00 【土】　7:30～12:30
休園日	1・2・3号認定	日・祝日　年末年始（12/29～1/3）
	1号認定	夏期休業（7/21～8/31）・冬期休業（12/24～1/6）・春期休業（3/25～4/5）

※令和9年4月1日時点の年齢

（3）認定別の1日の生活の流れ(平日の例)



【一時預かり・延長保育】 ※注１

〇仕事、病気、看護、介護など家庭で保育が困難な時、緊急・一時的にお子さまを預かります。
〇異年齢の幼児がくつろげる環境の中でゆったりと過ごします。



◆よしのこども園に通園中の園児対象

◇概ね月８日利用できます。

◇保育時間・保育料

（1号認定の方）〈一時預かり〉

【平日】 7:30～8:30〈100円〉

14:00（13:00）～16:30〈300円〉／14:00（13:00）～ 19:00〈500円〉

【長期休業日等】7:30 ～ 19:00　5時間以内〈500円〉／ 5時間超〈1,000円〉

（2・3号認定：保育短時間の方）〈延長保育〉

【平日】 7:30 ～ 8:30〈100円〉／16:30～ 19:00〈200円〉

◆よしのこども園に通っていないお子さま対象〈未就園児の一時預かり〉

◇概ね週３日程度利用できます。

◇満１歳児以上を対象としています。

◇利用希望日の１０日前までに教育委員会事務局へ「一時預かり事業利用申請書」を提出してください。

<u>事前によしのこども園へ利用日の予約が必要です。</u>

◇保育時間　【平日】8:30～16:30 【土曜日】 8:30 ～ 12:30

◇保育料　4時間以内〈750円〉・4時間超〈1,500円〉



【通園方法】 ※注２

〇通園バス利用、個人送迎のいずれかでお願いします。

〇通園バスの利用は、無料です。

〇通園バスは1号認定児は登園・降園時、2号認定児は登園時のみ利用いただけます。
但し、1号の登園時刻となります。一時預かりを利用した場合は、個人送迎をお願いします。
3号認定児はご利用いただけません。個人送迎をお願いします。

〇1号認定児が休みの日(夏休み、冬休み、春休み)、2号認定児は登園時のみ利用いただけます。

※通園バスコースや時間等、詳しくは1月の入園説明会でお知らせします。



【給食】 ※注３

〇0～5歳児まで給食を実施しています。

〇よしのこども園を利用される場合は、給食費・おやつ代は徴収していません。(町より補助)
町外の施設を利用される場合は、通園施設において給食費を徴収しています。
※副食費の免除について・・・P6

〇こども園栄養士が作成した献立により、安全で安心な給食を提供します。

〇アレルギー等で食事制限の必要なお子さまには、除去食等個別の対応を行っています。

2. 申し込み手続きについて

※毎年、申込手続き（現況申請）が必要です。
※町外施設の利用を希望する場合は、吉野町教育委員会事務局　教育総務課までお問い合わせください。

（1）入園までの流れ

11月

申込用紙の配付
申込受付

配布　期間：10月２３日（金）～（土・日・祝を除く）
8：30～17：00
場所：教育委員会事務局 教育総務課、よしのこども園

受付　期間：**11月２日（月）～11月13日（金）**（土日祝を除く）
8時30分　～　17時00分
場所：（1号認定）よしのこども園
（2号・3号認定）吉野町教育委員会事務局 教育総務課

町外施設利用希望の場合
受付期間：**１１月２日（月）～１１月９日（月）**（土日祝を除く）

12月

認定審査（町）
入園決定

提出していただいた書類をもとに認定の可否を審査します。
認定証・入園決定通知を町から交付します。

翌年1月

入園説明

新規入園の方は、入園決定施設にて、準備物や利用説明を受けていただきます。

※町外施設に入園の方は、各施設の案内に従ってください。

4月

入園

（2）申込に必要な書類

全員	お子さま一人につき1枚	「施設型給付地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書兼教育・保育施設入園（所）申込書」
該当者のみ	障がい児または障がい者同居世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書　いずれかの写
	ひとり親世帯	児童扶養手当証書、ひとり親等家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本　いずれかの写

(3)保育を必要とする事由・保育の必要量・提出書類

	事由		保育の必要量		提出書類
			標準時間	短時間	
①	就労	月 120時間以上	○	○	・就労証明書 ※自営業の方は就労証明書とともに、自営申立書、確定申告書(写)または開業届け出書(写)、営業許可書(写)等、自営をしていることが分かる書類
		月 48時間以上120時間未満		○	
②	妊娠・出産	産前2ヶ月から産後2ヶ月	○	○	・保育を必要とする事由申立書 ・母子手帳(写) (表紙と出産[予定]日が記入されたページ)
		産後3ヶ月から産後6ヶ月		○	
③	保護者の疾病等	疾病・負傷等で、家庭での保育が困難な場合	○		・保育を必要とする事由申立書 医師の診断書(家庭で保育ができないことが明記されているもの)
		障がいがあり、家庭での保育が困難な場合	○		・保育を必要とする事由申立書 ・障害者手帳(写)、養育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)のいずれか一つ
④	介護・看護	同居家族の入院および自宅療養のため、介護看護等が必要な場合	○		・保育を必要とする事由申立書 医師の診断書(常時、介護もしくは看護が必要であることが明記されているもの)、療育手帳(写)、身体障害者手帳(写)、要介護認定が分かる書類(写)のいずれか一つ
⑤	災害・復旧	災害・復旧により保育が必要な場合	○		・保育を必要とする事由申立書 ・罹災証明書 (火災の場合は消防署発行、震災・風水害は町役場発行)
⑥	求職	求職中(起業準備を含む)のため保育が困難な場合		○	・就労誓約書、内定している場合は就労証明書 (入園後3ヶ月内に就労(起業)することが条件)
⑦	その他	就学中	○		・保育を必要とする事由申立書 ・在学証明書又は学生証(写)とカリキュラム等時間割の分かる書類(写)
		育児休業 ※既に保育を利用している子どもがいて、育児休業中に継続して保育が必要である場合		○	・就労証明書　※育児休業期間を明記
		虐待・DV等を受けている(受ける恐れがある)場合	○		・状況により、町が必要とする書類

※保育標準時間と保育短時間の認定は就労証明書等の内容に基づいて行います。

※保育標準時間に該当する場合でも、ご希望により保育短時間の認定も可能です。

3. 保育料について

〇幼児教育・保育にかかる保育料は、無償となります。

4. その他の費用

〇よしのこども園では、保育料以外に、教材費・絵本代等月額2，000円程度が必要です。

〇町外施設を利用される場合の副食費免除対象者は以下のいずれかに該当する1号認定・2号認定の園児です。

〇年収約360万円未満の世帯の園児の副食費
- １号認定で保護者の住民税所得割合算額が77，101円未満の世帯
- ２号認定で保護者の住民税所得割合算額が57，700円未満の世帯

〇兄弟順位が３人目の園児の副食費
（１号認定の場合は小学校３年生までの子ども、２号認定の場合は小学校就学前までの子どもを数えます。）

5. 令和9年5月以降の利用を希望する場合

〇施設の入園は原則として、毎月1日です。

〇申込は、入園を希望する月の前々月末までに申請書及びその他必要書類を添えて、教育委員会事務局 教育総務課に提出してください。（前々月末が土日祝日の場合は前平日が申込み期限です。）
（例：6月入園希望の場合は4月末まで）

6. 申込・認定内容の変更について

〇入園申込み中、入園決定後、在園中を問わず、状況が変わった場合は、教育委員会事務局 教育総務課に速やかにご連絡ください。

・住所（町内転居）、氏名、電話番号等が変更になった時
・勤務先、就労日数、就労時間等が変更になった時
・家族状況に変更があった時
・保育の必要量を変更したい時
・育児休業に入った時、復職した時
・1ヶ月を超える長期欠席となる時
・保育施設を退園する時
・申込を取り下げする場合
・その他申込み内容に変更が生じた場合

7. その他

〇よしのこども園では、園児と保護者だけでなく、地域の親子にも子育て支援を行います。
・園庭開放
・未就園児親子の交流の場　（にこにこランド・にこにこルーム）
日程等の詳細は吉野町ホームページや広報よしので毎月お知らせしています。

メモ欄

※申込手続きに必要な書類の様式は、吉野町教育委員会事務局・よしのこども園
にて配布していますが、吉野町ホームページよりダウンロードしていただけます。

http://www.town.yoshino.nara.jp/→子育て→入園・入学(令和9年度)



【申込手続きに必要な書類の様式】

・「施設型給付地域型保育給付費等支給認定(現況)申請書兼教育・保育施設入園(所)申込書」

・就労証明書

・就労誓約書

・保育を必要とする事由申立書

【申込・問合せ先】

吉野町教育委員会事務局　教育総務課
〒639-3111吉野町上市133番地
（吉野町中央公民館4階）
TEL:0746-32-0190